

蕨の双子織マスコットキャラクター「ふたこ」使用取扱規程

平成27年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、蕨の双子織マスコットキャラクター「ふたこ」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 キャラクターを使用する者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認を受けた場合キャラクターを使用することができる。

- 一 蕨市または双子織の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、その使用が著しく不相当であるとき。

- 2 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、蕨商工会議所の会員であることを条件とする。
- 3 営利を目的としない場合は承認を省略することができる。ただし、キャラクターの立体物を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、承認を受けなければならない。

(使用申請)

第3条 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、あらかじめマスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、蕨商工会議所会頭（以下「会頭」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会頭は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認する。
- 3 前項の承認は、蕨の双子織マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により、承認しない場合は、蕨の双子織マスコットキャラクター使用（変更）不承認書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 完成物を提出すること。ただし、物の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物の提出を省略することができる。
- 二 使用するデザインは、蕨の双子織マスコットキャラクター「ふたこ」イラスト集（以下「デザイン集」という。）に定めたものとする。
- 三 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、会頭が認めた場合はこの限りでない。
- 四 「蕨の双子織マスコットキャラクター『ふたこ』」との表記を付すこと（別記「使用例1」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、

「©蕨商工会議所 2014」の表記をもって代えることができる（別記「使用例2」参照）。なお、会頭が認めた場合はこの限りでない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された用途のみを使用するものとする。

（承認内容の変更）

第5条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、蕨の双子織マスコットキャラクター使用変更申請書（様式第4号）を会頭に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、蕨の双子織マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により、承認しない場合は、蕨の双子織マスコットキャラクター使用（変更）不承認書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（違反等に対する取扱い）

第6条 キャラクターを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、会頭はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会頭はその責めを負わない。

（補則）

第7条 この規程に定めるものの他、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、会頭が別に定める。

附則

この規程は、平成27年3月1日より施行する。

別記

使用例 1



蕨の双子織マスコットキャラクター
「ふたこ」

使用例 2



©蕨商工会議所 2014

様式第1号（第3条関係）

蕨の双子織マスコットキャラクター使用申請書

平成 年 月 日

蕨商工会議所会頭

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名） 印

下記のとおり、蕨の双子織マスコットキャラクターを使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象物（使用するふたこの番号）
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間（最長2年間とする）
- 4 連絡先（担当者、電話番号）
- 5 添付書類
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第4号（第5条関係）

蕨の双子織マスコットキャラクター使用変更申請書

平成 年 月 日

蕨商工会議所会頭

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 印

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）